

築上町観光マップ製作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、築上町観光マップ製作業務委託について、業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 築上町観光マップ製作業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「築上町観光マップ製作業務委託 仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 2 年 10 月 9 日(金)まで |
| (4) 予算額 | 891,000 円 (税込) |

3. 参加資格要件

以下の要件を満たす事業者の中から選定するものとする。

- (1) 福岡県内に本社または事業所を有する個人事業主又は法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（平成 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当していないこと。
- (3) 築上町暴力団排除条例（平成 22 年条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (4) 国税及び地方税について未納がないこと。
- (5) 築上町及び他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。

4. 実施スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------|
| ● 公募開始日 | 令和 2 年 6 月 1 日(月) |
| ● 質問締切日 | 令和 2 年 6 月 10 日(水) |
| ● 参加表明・書類提出期限 | 令和 2 年 6 月 22 日(月) |
| ● 審査結果の通知 | 令和 2 年 6 月下旬頃 |

5. 質問及び回答

本プロポーザルの実施について不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

- (1) 提出期限 令和 2 年 6 月 10 日(水)
- (2) 質問方法 「質問書」(様式 3) を電子メールで下記に送付すること。
メールアドレス : kankou@town.chikujo.lg.jp
- (3) 回答方法 令和 2 年 6 月 12 日(金)までに随時、築上町ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

6. 参加表明及び書類提出

- (1) 提出期限 令和 2 年 6 月 22 日(月)
- (2) 提出方法 持参又は郵送 (送付記録が残る方法に限る。)
- (3) 提出先 〒829-0392
福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2
築上町役場 企画振興課 広報観光係
- (4) 提出書類

提出書類	様式	部数	内容等
参加表明書	様式 1	1	
会社概要	様式 2	1	
企画提案書	任意 (A4)	正本 1 副本 9	<ul style="list-style-type: none">● 「築上町観光マップ製作業務委託 仕様書」に掲げるデザイン案を盛り込むこと。● 上記仕様書に記載がない事項についても有益な提案があれば記載すること。
見積書	任意	1	<ul style="list-style-type: none">● 税込み金額を記載し、封緘すること。● 「築上町観光マップ製作業務委託 仕様書」に掲げる経費内訳を明確に記載すること。
国税及び地方税に滞納がない証明書 (写し)	任意	1	

7. 審査

(1) 審査委員会

築上町の庁内関係者で構成する審査委員会を設置し、提案書類等の審査を実施する。

(2) 選定方法

- ① 審査項目及び配点は別紙「審査基準」のとおりとする。
- ② 全委員の評価点を合計し、点数の高い提案者を第 1 優先交渉権者とする。評価点が同点の場合は、見積額の低い提案者を第 1 優先交渉権者とする。
- ③ 契約までの間に第 1 優先交渉権者が失格となった場合又は辞退した場合は、第 2 優先交渉権者と協議を行う。
- ④ 応募が 1 者であった場合も審査委員会の審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その提案者を交渉権者として選考し、協議を行う。

(3) 審査結果

審査結果は、企画提案書の提出があった全事業者に対して、参加表明書に記載のメールアドレスに通知を行う。

8. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 不正と認められる行為があった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。

9. その他

- (1) 参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は、原則として認めない。
- (3) 提出書類の返却は行わない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲で複製することがある。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、築上町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 契約及び手続きは、築上町財務規則及び業務委託契約約款による。

10. 担当部署

〒829-0392

福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2

築上町役場 企画振興課 広報観光係 (担当: 楠木)

電話番号: 0930-56-0300 (内線: 365)

FAX 番号: 0930-56-1405

メールアドレス: kankou@town.chikujo.lg.jp